

「国立研究開発機関」(仮称)制度のイメージ(案)①

概要

研究開発を担う法人

研究開発の特性を踏まえた
グローバル基準のマネジメントが必要



研究開発の特性

競争性、不定型であること、予見不可能性、不確実性、
長期性、専門性、分野融合や重複競争の必要性 等

現行独立行政法人制度

定型的な業務を
効果的、効率的に行わせることを主眼



研究開発等の成果の
最大化にはなじまない

「国立研究開発機関」(仮称)制度を創設

[基本的な在り方] 「世界トップレベルの国際的な競争力」と「世界で最も機動的で弾力的な運営」の実現。
府省、官民、国境を超える連携の推進、縦割りの打破。

[業務遂行の在り方]

○ガバナンスの改革

- I. 国の科学技術戦略に沿った業務運営の確保
- II. 機動的かつ弾力的な業務運営の確保
- III. 研究開発を担うにふさわしい評価の仕組みの導入
- IV. 監事機能等の強化による業務運営の透明性の向上

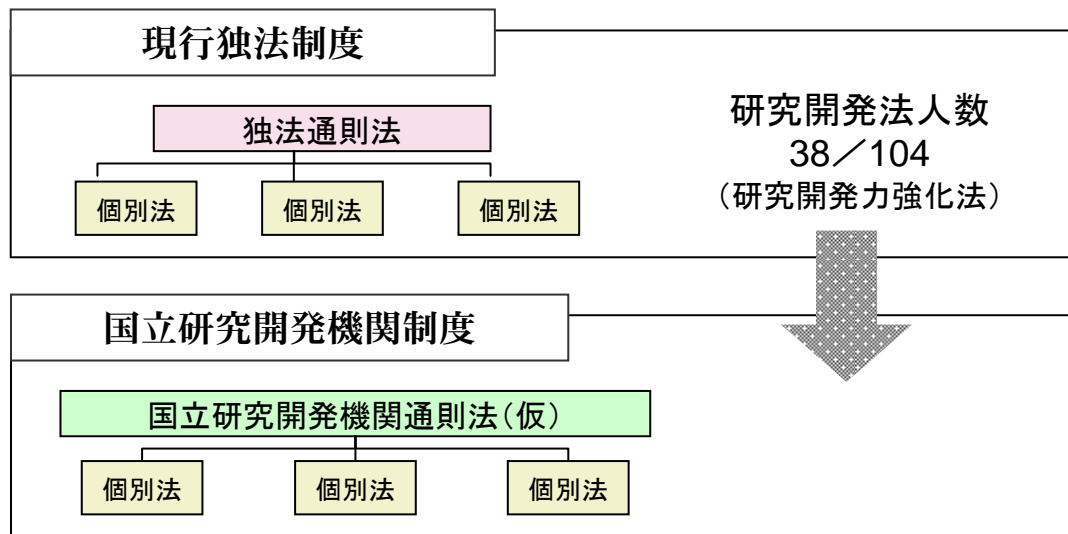
○マネジメントの改革

- V. 人事交流の促進等による卓越した研究者等の確保
 - VI. 自己収入獲得の意欲が湧く仕組みの導入
 - VII. 研究開発の継続性に配慮した仕組みの導入
 - VIII. 契約に係る手続の合理化
- 等

※上記のほか、政府に対し、研究開発に必要な財源の確保を義務づけ

第6回検討チーム資料2「私案」をベースとした 国立研究開発機関(仮称)制度のイメージ(案)②

国立研究開発機関の基本的在り方



独法・国立研究開発機関の主な相違点

独立行政法人		国立研究開発機関
可能な限り排除	国の関与	・総合科学技術会議による意見具申 ・主務大臣による要求
3年以上5年以下	中期目標期間	10年を上限に柔軟に設定
評価委員会及び総務省審議会(2次)による評価(毎年度)	評価システム	・グローバル評価、外国人評価委員の選任 ・3年毎に国立研究開発機関を評価 ・毎年度の自己点検評価
主務大臣承認が必要	剰余金の使用	政令で定める基準に基づき柔軟に利用
非常に限定的	繰越し	複数年度の執行を容易とするよう条件を緩和
運営費交付金から自己収入分を減額	自己収入	一定額等を越える部分の減額を行わない

留意点

- ・研究開発力強化法の研究開発法人等を対象として新制度へ移行することがふさわしいものを検討。
- ・新制度移行にあたっては、事務・事業の見直しや再編統合により、政府として最適な研究開発体制を検討。

想定されるモデルスケジュール案 (次期常会へ通則法案提出の場合)



※「通則法+個別法」の法形式を想定

※機能強化検討チーム：
通則法案概要等を年内にとりまとめることを目標に、今後、月に1回程度開催。